

診療・検査医療機関の長 様

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症患者 全数届出見直しに伴う対応について

日頃から健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 9 月 20 日付け感企第 2977 号によりお知らせしました標記について、発生届の対象である 4 類型の発生届提出時の留意点を追記しましたので、お知らせいたします。(下線は改正箇所)

なお、添付資料につきましては、修正等はありませんので、今回は添付しておりません。

記

≪ 9 月 26 日より取扱いが変わる主なポイント ≫ (別紙 1, 別紙 2 を御参照ください) 下線が取扱いの変更箇所

1 発生届の対象見直し及び患者の総数報告について

(1) 発生届の提出が必要な患者：以下①～④の 4 類型に限定

① 65 歳以上の者

② 入院を要する者

③ 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者 ④ 妊婦

(2) 発生届の提出のタイミング

診断時に届出対象者に該当しない場合も、療養期間中に、医師が届出対象者に該当すると診断した場合（以下ア～ウ）、その時点で発生届を提出

ア) 自院入院患者のコロナ罹患判明（届出対象者②に該当）

イ) 外来診療、オンライン診療、往診、救急搬送により、入院を要すると診断（届出対象者②に該当）

ウ) 外来診療、オンライン診療、往診で、コロナ治療薬又は新たに酸素を投与（届出対象者③に該当）

(3) 発生届の提出方法：HER-SYS 入力を原則（やむを得ない場合、FAX による報告）

(4) 患者の総数報告と死亡事例の報告

医療機関において診断された届出対象者、届出対象外患者両方の総数（年代別）を HER-SYS で報告

2 届出対象外患者への対応

・届出対象外患者を診断した際には、「大阪府陽性者登録センター」への患者自身による登録を伝達

3 入院、移送及び外来診療等

対象：以下①・②（従来どおり）。①は、自己検査等で陽性であった者を含み、発生届の提出の有無にかかわらず

① 新型コロナウイルス感染症患者

② 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者

4 医療費公費支援の取扱い : 変更なし（宿泊・自宅療養における医療費公費負担通知は廃止）

1 発生届の対象見直し及び患者の総数報告について

(1) 発生届の提出が必要な患者

以下4種類のいずれかに該当する方（以下、「届出対象者」という。）に限定されます。

また、患者が死亡した場合（死後に感染が明らかになった場合を含む。）については、対象の限定は行わず、全数について発生届の提出をお願いします。

《届出対象者》

①65歳以上の者

②入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある
と医師が判断した場合も含まれる。

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

※重症化リスクがある者

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、
糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤、
抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者

※新型コロナウイルス感染症治療薬

中和抗体薬（ナブテラビ、ゼビュティ）、抗ウイルス薬（パキピド、ラゲブリア、ベクルリー）、
免疫抑制・調整薬（ステロイド薬、トリスマブ、パリンフェブ）

④妊婦

<4種類の発生届提出時の留意点>

②については、発生届タブの「発生届出時点の重症度（新型コロナウイルス感染症診療の手引きによる。）の「発生届出時点の入院の必要性」の欄に「有」と入力してください。③については、発生届タブの「重症化のリスク因子となる疾患等」の「その他」の欄に「0（数字のゼロ）」と入力してください。追ってシステム改修によりチェック欄が設けられる予定です。④については、発生届タブの「重症化のリスク因子となる疾患等」の「妊娠」の欄に「有」と入力してください。（発生届様式による報告の場合も同様の取扱いです。）

※発生届出の対象とならない者の HER-SYS 入力（発生届の提出）がされた場合には、診断した医師に保健所から取り下げを求める場合があります。

(2) 発生届の提出のタイミング

発生届は、医師が、届出対象者に該当することを診断した場合に提出いただくことになります。

そのため、診断時に上記(1)に定められた届出対象者に該当しなかった場合も、療養期間中において、以下のとおり、改めて医師が届出対象者に該当すると診断した場合、その時点で発生届の提出をお願いいたします。

《当初、届出対象者ではなかった患者の発生届の提出が必要となる例》

ア) 自院入院患者で新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した場合

イ) 外来診療、オンライン診療、往診、救急搬送により、入院を要する患者と診断された場合

※ア)・イ) いずれも、(1)届出対象者4類型の②に該当

※救急搬送については、患者の状況により、保健所が発生届を提出する場合あり

ウ) 外来診療、オンライン診療、往診において、患者に対し、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与を行った場合

※(1)届出対象者4類型の③に該当

(3) 発生届の提出方法

発生届の提出はHER-SYS 入力を原則とし、入力環境が整わない等のやむを得ない場合に限り FAX による報告となります。

なお、府管轄保健所に対しては、AIOCR を導入致しますので、HER-SYS 未導入の医療機関に対しては、変更後の FAX 番号について決まり次第、お知らせします。

(参考) 大阪府ホームページ「HER-SYS 関連資料」※総数報告に係る資料を掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/osakahersys.html>

(4) 患者の総数報告と死亡事例の報告

今後、新型コロナウイルス感染症患者数について、医療機関において診断された、届出対象者、発生届の対象外患者(以下、「届出対象外患者」という。)両方の総数(年代別)について、HER-SYS による報告(HER-SYS 未導入の場合は FAX)をお願いします。(当該患者を診療しなかった日や休診日を除く)

また、死亡事例の報告については、従来どおり、迅速に管轄保健所への御報告をお願いします。

2 届出対象外患者の対応

(1) 大阪府陽性者登録センターへの登録推奨

届出対象外患者に対しては、保健所が患者情報を把握していないことから、保健所がこれまで実施していたショートメッセージでの自宅待機 SOS 等に関する情報発信がなくなります。

届出対象外患者については、大阪府陽性者登録センター(以下、「陽性者登録センター」という。)への登録が必要である旨を伝達してください。

(配食サービス・パルスオキシメーターの貸出し、宿泊療養施設への入所を希望される場合は、陽性者登録センターへの登録が必要です。)

なお、患者に対する説明資料として、別紙3を作成しておりますので、ご活用ください。

また、全数届出見直しに伴い、9月末をもって健康観察等の業務委託を終了することを申し添えます。

3 入院、移送及び外来診療等

(1) 入院、移送及び外来診療等の対象

従来どおり、以下となります。

①新型コロナウイルス感染症患者

※自己検査等で陽性であった者を含み、発生届の提出の有無にかかわらず。

②新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者

※陽性確定後に患者が入院した場合、その時点で発生届の提出をお願いします。

(2) 入院及び移送等のフロー

入院については、従来どおり、上記(1)に該当する方について、保健所が入院フォローアップセンターへ調整を依頼するとともに、一部については、圏域調整枠として、圏域内で病病による入院調整を行う場合があります。

移送についても、従来どおり、上記(1)に該当する方について、保健所が搬送調整を行い、一部、入院フォローアップセンターや圏域内で病病による搬送調整を行う場合があります。

(3) 府における入院・療養の考え方(目安)

届出対象者のうち、「②入院を要する者」に該当するか否かについては、以下の大阪府の入院基準(目安)も参考に、御判断ください。

《入院基準(目安)(令和4年7月15日大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会同意、7月15日・22日医療機関等周知済)》

・原則として中等症Ⅱ及び中等症Ⅰの患者とする

中等症Ⅱ：SpO2 ≤ 93%または酸素投与が必要な患者

中等症Ⅰ：93% < SpO2 < 96%または肺炎所見ありの患者

※上記に該当しない患者でも、中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者は、医師の判断により入院の対象となります。

例)「診療の手引き」記載の重症化リスク因子に掲げられている疾患で入院治療が必要な方

※目的が患者の隔離のみの場合は入院の対象となりません。

4 医療費公費支援の取扱いについて

患者が、療養期間中に医療機関を受診した場合の当該感染症の医療費については、引き続き、公費支援の対象となります。宿泊療養・自宅療養に係る公費の請求に当たって、陽性確認を行う際は、以下方法により実施してください。

また、入院医療費に係る公費支援の取扱いは従来から変更ありません。

【発生届出対象患者】

・HER-SYS 登録時の SMS 又は My HER-SYS による療養証明書

【発生届出対象外患者】

・「陽性者登録センター」の登録審査完了メール又は SMS

なお、当該感染症の診断を行った医療機関に同一患者が再度受診した場合は、当該医療機関において療養期間を把握されているため、改めて証明を求める必要はないこととして差し支えありません。

【問合せ先】大阪府健康医療部保健医療室

1 発生届の対象見直し及び患者の総数報告に関すること

感染症対策企画課 個別事象対応グループ

電話：06-6944-9156

E-mail: kansenshotaisaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

2 届出対象外患者の対応に関すること

- ・大阪府陽性者登録センターへの登録に関すること

感染症対策支援課 入院・療養支援グループ（自宅療養班）

電話：06-4397-3239

E-mail: kansenshotaisaku-g06@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ・別紙3チラシ「新型コロナウイルス検査で陽性になった方へ」や診療・検査医療機関への健康観察業務委託終了に関すること

感染症対策企画課 個別事象対応グループ

電話：06-6944-9157

E-mail: kansenshotaisaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

3 府における入院調整に関すること

感染症対策支援課 入院・療養支援グループ（入院フォローアップセンター 入院調整担当）

電話：06-6944-9361

E-mail: coronataisaku14@gbox.pref.osaka.lg.jp

4 医療費公費支援の取扱いに関すること

感染症対策企画課 感染症・検査グループ

電話：06-4397-3204

E-mail: kansenshotaisaku-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

※その他届出見直しに関する全般のこと

感染症対策企画課 企画推進グループ

電話：06-4397-3257

E-mail: kansenshotaisaku-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp